

平成19年3月28日 加藤副市長決裁

公園樹木の取扱い方針(改訂版)

環境局 みどりの推進部

はじめに（市長からのメッセージ）

市民の9割以上が「自分の住んでいる街が好き」と答えている街が札幌です。

その理由として常に上位に上がっているのが「緑が多く自然が豊か」というものです。

私は、世界に誇れる環境の街さっぽろを実現するため、自然緑地や公園など札幌の大きな魅力となっている豊かな緑の30%増を目指して街の緑化を進めることを公約として掲げました。

一方で、都市の緑が市民にとって落ち葉等迷惑なものと感じられ、樹木の伐採等を求める声が寄せられております。

私は、せっかく育った樹々が、人の都合により安易に切られることを大変残念に思います。緑が市民にとっても歓迎され、そして札幌が世界に誇れる、緑豊かな美しい風格のある街になることを念願しております。

この方針が市民とともに、より緑豊かな街づくりをするための一方策として活用されることを願うものであります。

札幌市長 上田文雄

改定にあたって

平成16年度のリフレッシュ工事において、町内会など近隣住民との意見交換会やアンケート調査に基づいて作成した計画により再整備を行った公園で、大量伐採が生じて一時的に急激に緑が減少したことから、安易な樹木伐採が大きな問題となった。

これは、再整備を行う際に公園の重要な財産である樹木の取扱いについての基本的な考え方の整理が一部欠損していたこと、財政状況が悪化する中で公園樹木の適切な管理が行なえず再整備時に一度に処理を行う傾向があったことなどが原因で起きたとも考えられた。その改善のために、本方針に基づき、外部の有識者を委員とした「樹木検討委員会」を設置し、平成17年度から2年間、再整備工事に係わる樹木の取扱いの検討及び伐採の適否の判断をこの委員会で行ってきた。

2年間13回開催された委員会で、17箇所の公園の樹木の取扱いの検討を行なう過程で、本市の身近な公園の樹木のあるべき姿、現況の公園樹木の問題点、改善策等が見出され、平成17年度には「市街地に設置する公園における植栽設計指針（以下、植栽指針とする）」、平成18年度には「身近な公園における樹木の取り扱い指針（以下、取り扱い指針という）」を策定した。

公園の計画、造成等における新規植栽を行う際には、「植栽指針」に従い植栽計画することにより、将来公園内に良好な植栽空間を作ることができ、また、再整備や既設公園の維持管理を行う時に、樹木の移植や伐採を行なう必要がある場合には、「取り扱い指針」に従い検討することができ、今後は担当者が樹木の取扱いの方法を順序だてて検討することが可能になったと考えらる。

これまでは細かい基準が定まらない中で、樹木を大切にすることを基本に、想定される要望や苦情等に対して一律に伐採や移植の可否を定めてきたところだが、このたび2つの指針により詳細な基準等の整理ができましたので、樹木を大切にするという精神は受け継ぎながら本方針の内容を刷新し改定する。

1 本方針の目的

本市の公園は、早期に緑を確保しようとした20年から30年前に作られたものが多く、当時の時代背景から生長の早い外来種などの単調で密な植栽が目立ち、良好な緑とはいえないものとなっている。

そこで、本方針では、本市公園の樹木のあるべき姿を提示し、その姿を目指し、樹木の機能を最大限に発揮するために樹木の取り扱い方針を示すものである。

更に、本市担当者が樹木の取り扱いについて順序だてて検討できるように、また樹木に対する市民の関心が高い中、樹木のあるべき姿や樹木の取り扱いについて市民の理解を促し、経緯や判断根拠についても論理的に説明できるように公園樹木の扱いについての事柄を整理するものである。

2 公園樹木のあるべき姿

札幌市は、他の政令指定都市に比べて豊かな都市公園面積を有しているが、町並みが格子状街路形状のために樹木が残る隙間に乏しいことや、本州以南では目立つ存在である社寺林が極めて少ないことなどから、市街地内の緑はかなり乏しい印象を持たれることが多い。

中央区など古い市街地では、ゆとりのある敷地に豊かな屋敷林が目立っていたところが多かったが、近年のマンションブームにより多くがその姿を消してしまっている。郊外に急速に広がった新しい住宅地では、既存の緑が造成時にほとんど失われてしまい、狭小化した宅地内では大きく育つ樹木を植える余裕がなくなっている。

このような背景の中で、市街地内にある都市公園や公共施設などの公共空間における緑の存在が、ますます重要な役割を担っていくことが期待されているといえよう。

緑の機能としては、気象緩和、大気浄化、防風、防火などのような物理的機能のほかに、人間の五感を通して精神面に与える心理的効果が重要である。都市での生活によってストレスを受けた人々は、公園などの緑によって作り出される静かでうるおいのある環境に身を委ねることにより、精神や肉体をリラックスさせ、再び活力を取り戻すといわれている。(身近な公園の緑の効用)

これらの効果を十分に発揮させるためには、限られた空間の中で樹木を健全に大きく育てる配置計画、長く地域のシンボルとなるよう、健全で長命な生育が可能である気候風土に適した郷土樹種を中心とした樹種の選定、移ろいゆく季節を感じさせるような見どころの多い添景樹種の効果的な配植計画などが必要と考えられる。(効果発揮のための配置・配植)

樹木を植栽するに当たって、地上部については、樹木の密植を避け、隣接地との境界から一定程度の距離をとり、高圧線など他の施設からも必要距離を取

るなどの処置が必要となる。また地下部については、周辺の施設や隣地境界への影響に留意した植栽が必要である。(樹木の植栽空間)

樹木の種類については、地域の気象条件や土壌環境に適した郷土種を主体に選定することを基本とし、移入種や外国産樹種はあくまでアクセント的な使い方にすることが望ましい。生長が早すぎて問題を起こしやすく、寿命が比較的短い早生樹種は、環境条件の厳しい場所での植栽を除いてできるだけ避けるようにする。冬季間の緑の確保のために常緑針葉樹を、また季節感を感じることができるよう花木や紅葉木等を、効果的に配植することも必要である。(樹種の選定)

また、防犯の観点からは死角や暗がりを作らないように配慮する必要がある。

さらに財政状況の悪化に伴う維持管理費の減少に対応するため、冬囲い、刈込、剪定、薬剤散布等の管理コストの低減を図るような植栽とすることが望まれている。

高度成長期に造成された膨大な数の公園では、狭い敷地にたくさんの樹木が植えられたり、樹種的にも生長の早いものに偏りが見られることが多く、植栽後20年から30年を経過したものでは、管理が追いつかずに競合が始まったり、隣接地や電線等と問題を起こしている状況も見られることから、将来を見越した植栽位置の検討が必要となる。

良好な樹木を育てるため人は、地上の生育空間の確保とともに、根を伸ばす地下構造も必要となる。地下部については、植栽時に土壌条件や植栽樹種特性に応じた植栽基盤の改良を行なうことも必要である。(植栽基盤の改良)

また、市街地から離れた公園や大規模公園内部の樹木では樹林地を持つことが多く、自然環境保護機能、森林レクリエーション機能あるいは鑑賞林としての機能などをもつことが考えられ、上記のようなものが当てはまるものではない。

これらの公園樹木や樹林地については、その効果が十分発揮されるように個別に植栽計画や管理計画を検討する必要があると考える。

ただし、このような公園についても、植栽の位置や形態により市街地の身近な公園の樹木のあり方が当てはまるような部分については、この考え方や取り扱いを準用して取り扱うこととする。

3 公園樹木の取扱いについて

本市の公園の樹木は前述の「公園樹木のあるべき姿」に示した事項を目指すこととし、身近な公園の樹木の植栽にあたっては、「市街地に設置する公園における植栽設計指針」に従い公園の将来像を想定しながら良好なみどりづくりを行うこととする。

また、既存公園の維持管理や公園の再整備時の樹木の取扱いについては、「身近な公園における樹木の取り扱い指針」に従い、危険の回避や支障の緩和を行

うとともに、将来の良好なみどり環境確保を目指して、補植・剪定・移植・伐採等の作業実施することとする。

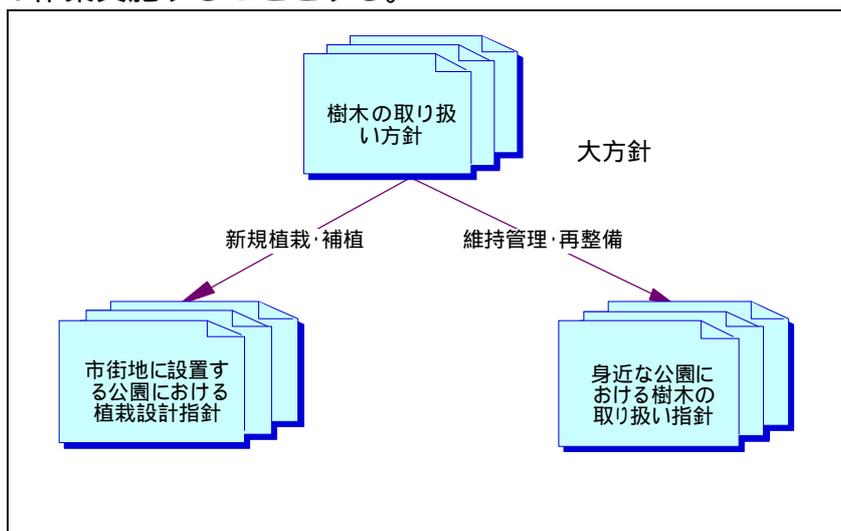


図1 本方針と各指針の関係

4 公園周辺地域住民や公園利用者との調和について

近年、緑に対する関心が急激に増してきている。これは地球規模的な環境問題が考えられるようになり、地球温暖化をもたらす炭酸ガス問題などが議論され、緑の必要性が認識されるようになってきたことや、科学の発達や都市開発、便利さの追求などへの反動として文化財的な価値と古い昔の自然に対する郷愁とでもいうような心情が人々の心によみがえってきたためではないかと考えられる。

一方で、生物である公園樹木は植栽後時間を経る毎に生長し、他の施設や周辺の住宅への枝や根の越境、繁茂による暗がりの増加や日照障害、過密による病害虫の発生、花粉や綿毛や落葉の増大などの発生から、財政状況の悪化による細やかな管理の困難と相俟って、樹木に対するマイナスの要望や苦情が増大している。

このように公園の樹木に対する意見は多様であり、日頃から公園樹木の機能やあるべき姿について理解を促し、植栽、剪定、移植及び伐採などを行なう際には、作業に及ぶ経緯や判断根拠を記録し、事前に説明を行ない作業に対する理解を求める必要がある。(市民合意の必要性)

また、樹木の取扱いの検討に当たっては、危険性、支障の度合、作業の困難度、樹木の寿命、樹木の種類などと併せ、コストに関する配慮が重要となる。

(1) 新規造成

公園の新規造成にあたっては、供用後の有効利用、公園に対する愛着の醸成及び地域との軋轢回避の観点から、周辺住民や利用が想定される住民の参加によるワークショップ等意見交換会を行い、計画段階から利用者や地域住

民の意見を取り入れることが必要である。

意見交換会を行なう際には、事前に「市街地に設置する公園における植栽設計指針」により将来の公園の良好なみどりを想定した植栽計画案を作成し、公園のみどりに対する本市の考え方を明確に示す必要がある。併せて、みどりの機能や公園のみどりのあり方について十分説明し、理解を促すことが重要である。

(2)既設公園

公園の要望・苦情について公園毎にまとめ、公園における樹木の来歴や問題点を整理し、計画的にその問題にあたるとともに、良好なみどり空間確保を目指す必要がある。作業に当たっては、「身近な公園における樹木の取扱い指針」により考え方の整理・記録を行なうとともに、マイナスの要望に偏った対処を行なうことのないよう、事前に町内会、地域住民や利用者に作業の必要性や内容を通知し理解を求めることが重要である。

(3)公園の再整備

公園の再整備の際には、ワークショップ等の意見交換会を行い、既存ストックの有効利用、公園に対する愛着の醸成及び地域との軋轢回避の観点から、計画段階から地域の意見を取り入れた公園整備に努めることが必要である。この参加者については、地域住民、町内会、利用者、周辺施設管理者及び利用者及び誘致圏居住者など、多様な人々の参加を促す措置を取り、公園樹木の機能やあるべき姿に対する理解を広げるとともに様々な立場の意見を計画に盛り込めるように募る必要がある。

再整備時には、樹木の伐採などの要望が多く出されることが多く、本市の考え方を的確に示さなければ、必要以上の伐採を伴うような計画が出来上がる可能性があることから、事前に現地状況や地域の意見を把握するとともに、良好なみどり空間の確保を主眼に置き将来の姿を想定し、本市としての考え方の整理を十分に行なっておくことが重要となる。

植栽計画に当たっては、「身近な公園における樹木の取扱い指針」の「再整備公園みどりの基本情報整理表」により現状把握を行い、「樹木の取扱いチェックリスト」により既存樹木の取扱いを整理し、更に「市街地に設置する公園における植栽設計指針」により新規植栽の考え方を整理することにより、公園の植栽計画を作成すること。これにより、樹木の機能や必要性を説明するとともに、樹木の移植や伐採の根拠、配植の意図を論理立てて説明することが可能になると考えられる。

